

外国人技能実習生の実習実施機関に対する 監督指導、送検の状況

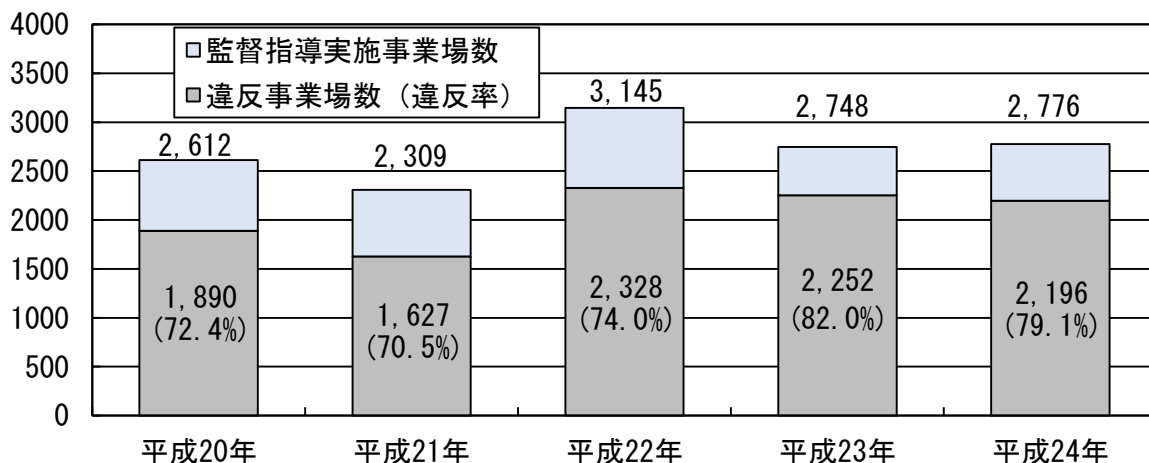
労働基準局においては、技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、全国の労働基準監督機関において、平成24年に2,776事業場（実習実施機関）に対し監督指導を実施し、このうち79%に当たる2,196事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。また、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により送検した事業場は、15件となっている。

このように、技能実習生の労働条件については、依然として問題が認められることから、今後とも、実習実施機関に対し、労働基準関係法令の周知徹底を図るほか、積極的に監督指導を実施する。また、指導に従わないあるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対応していく。

1 監督指導状況

(1) 平成20年以降において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は、次のとおりである。

＜注＞違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 平成24年における主な違反内容は、次のとおりである。

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
労働時間 (労働基準法第32条)	894 (32.2%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	499 (18.0%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	335 (12.1%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	373 (13.4%)
寄宿舍関係 (労働基準法第96条)	165 (5.9%)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	1,362 (49.1%)
うち健康診断 (労働安全衛生法第66条)	357 (12.9%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	131 (4.7%)

(3) 平成 24 年における監督指導事例には、次のようなものがあった。

事例 1：効果的な臨検監督により、割増賃金の不足額が支払われた事例

【労働時間の把握方法について不明な点を追究し、時間外労働の実態を明らかにしたもの】

臨検監督を実施した際、賃金台帳には時間外労働の割増賃金額は記載されていたが、時間外労働時間は記載されていなかった。

このため、時間外割増賃金を計算するための基礎となる時間外労働時間が何時間であるのかについて質問したところ、製品の生産実績表に時間外労働時間が記載されていること、当該時間により計算すると時間外割増賃金額が不足していることが確認できたため、是正勧告を行った結果、6名に対する割増賃金不足額約 400 万円が支払われた。

事例 2：的確な指導により、時間外労働が削減された事例

【長時間労働が行われている実習実施機関に対し、効果的な指導を行った結果、時間外労働が削減されたもの】

臨検監督を実施したところ、技能実習生について、時間外労働・休日労働に関する協定で定める延長時間を超え、1 か月 100 時間を超える違法な時間外労働が認められた。

当該実習実施機関に対して、是正勧告を行うとともに、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止の観点から、脳・心臓疾患発症のリスクや時間外労働削減の具体例等について教示しながら是正指導を行った結果、時間外労働が削減された。

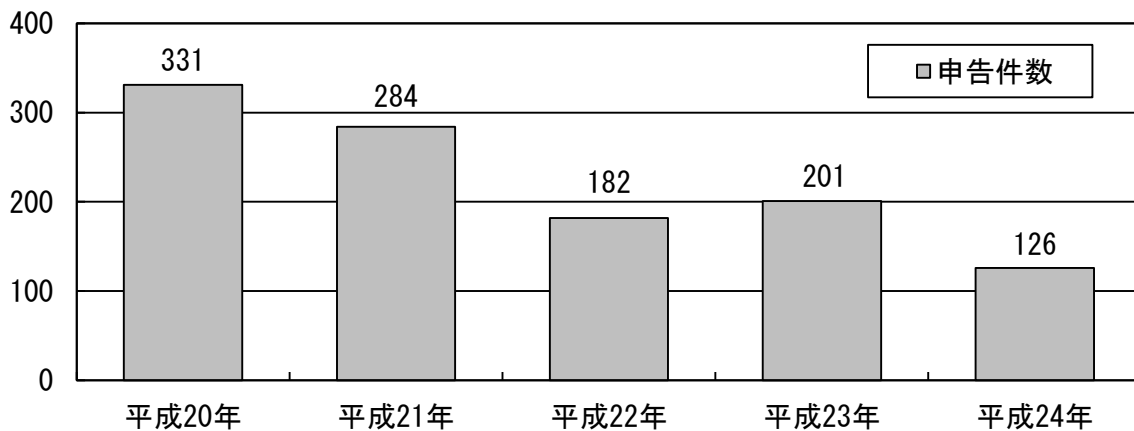
事例 3：実習実施機関に対する法違反を契機に、監理団体に対する指導を行った事例

【実習実施機関における割増賃金不払が、監理団体の誤った指導によるものであったことから、監理団体に対しても指導を行ったもの】

2つの実習実施機関に対して臨検監督を実施したところ、割増賃金の不払等労働基準関係法令違反が認められたため、是正勧告を行った結果、割増賃金の不払等が是正された。さらに、当該法違反の原因が、監理団体の実習実施機関に対する誤った指導によるものであったことから、労働基準関係法令に基づいた適正な内容の指導を行うよう、当該監理団体に対する文書指導を併せて行った。

2 申告状況

(1) 平成20年以降において、労働基準監督機関に対して技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は、次のとおりである。



(2) 平成24年における主な申告事項は、次のとおりである。

主な申告事項	申告事項別の申告件数
賃金不払（労働基準法第24条、第37条等）	118
最低賃金（最低賃金法第4条）	31
解雇の予告等（労働基準法第20条等）	13

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 平成24年における申告処理事例には、次のようなものがあった。

事例1： 繊維製品製造業の事業場で就労している技能実習生から、時間外労働の割増賃金が不足していること等について、申告がなされた事例

【事業主の申立ての矛盾点等を指摘することにより、割増賃金不払を認めさせたもの】

時間外割増賃金が適正に支払われていないとする技能実習生からの申告を受け、臨検監督を実施した。事業主は当初、時間外労働の割増賃金を適正に支払っている旨申し立てていたが、申告内容について丁寧に説明し、矛盾点を1つずつ指摘したところ、事業主が、技能実習生全員の時間外労働の割増賃金を、法定以下の1時間当たり300円しか支払っていなかったことを認めたため、労働基準法第37条（割増賃金）違反について是正勧告を行った結果、3名に対する割増賃金不足額約300万円が支払われた。

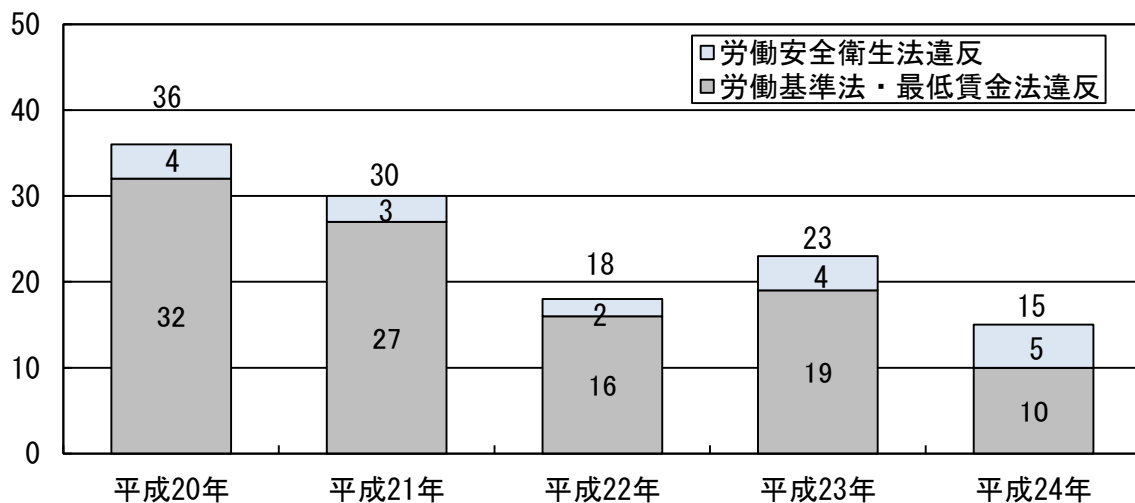
事例2： 畜産業の事業場で就労している技能実習生から、時間外労働・休日労働の賃金が全額不払となっていることについて、申告がなされた事例

【責任逃れの言い訳をする事業主を指導したことにより、賃金が支払われたもの】

賃金が適正に支払われていないとする技能実習生からの申告を受け、臨検監督を実施した。賃金の計算を送り出し機関の職員に任せているが、計算が終わっていないので賃金を支払うことができなかつたと、自らの責任を逃れようとして不合理な言い訳をする事業主に対し、事業主として正しく計算した賃金を所定の賃金支払日に支払う必要があることを理解させた上で、計算方法を説明し、労働基準法第24条（賃金不払）違反について是正勧告を行った結果、3名に対する不払賃金約70万円が支払われた。

3 送検状況

- (1) 平成20年以降において、労働基準監督機関が技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。



- (2) 平成24年における送検事例には、次のようなものがあった。

事例1： 縫製業を営む個人事業主Aを、労働基準法違反の疑いで送検した事例

【違法な時間外労働、時間外割増賃金の不払、監督官に対し虚偽の書類の提出・陳述をしたとして送検したもの】

時間外労働・休日労働協定で定めた上限時間である月42時間、年320時間を超える月100時間以上の時間外労働を行わせ、時間外、深夜及び休日労働の割増賃金を所定支払日に全額を支払わず、臨検監督時に労働基準監督官に対して、虚偽のタイムカードや賃金台帳等の帳簿類を提出し、虚偽の説明をしたことから、悪質と判断し送検した。

【違反事実】

〔労働基準法第32条違反〕

技能実習生に対し、時間外労働・休日労働に関する協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていたもの。

〔労働基準法第37条第1項、第4項違反〕

技能実習生に対し、法定を超えた労働時間に対する割増賃金について、法定を下回る400円又は450円しか支払わなかったもの。

〔労働基準法第101条第1項・第120条第4号違反〕

労働基準監督官の尋問に対して虚偽の陳述をし、虚偽の記載をした帳簿書類を提出したものの。

事例2： 縫製業を営むA社、B社及びC社並びにこれら3社の経営者Dを、最低賃金法違反の疑いで送検した事例

【労働基準監督官が是正勧告をした後も、技能実習生に対する賃金を支払わなかったもの】

技能実習生からの申告に基づき、臨検監督を行い、賃金不払いについては是正を勧告された後においても、当該是正勧告を無視し、賃金を支払わなかったことから、悪質と判断し送検した。なお、21名の技能実習生に対する未払賃金の合計は約2,190万円。

【違反事実】

〔最低賃金法第4条第1項違反〕

技能実習生に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。

事例3： 造船業を営むA社及びA社の作業責任者B並びにA社の下請として造船業を営むC社及びC社の作業責任者Dについて、技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例

【漏電による感電を防止するために必要な措置を講じなかったもの】

建造中であった船内において、下請C社に溶接による船体の組立作業を行わせる際に、使用させていた移動式の送風機を接続する電路に、感電防止用漏電遮断装置が接続されていなかったため、技能実習生が送風機に接触した際に感電し、死亡するという重大な結果を招いたと判断し送検した。

【違反事実】

〔労働安全衛生法第31条第1項（労働安全衛生規則第649条第1項）違反〕

〔労働安全衛生法第20条第3号（労働安全衛生規則第333条第1項）違反〕

移動式又は可搬式電動機械器具で、対地電圧が150ボルトをこえるもの又は水等導電性の高い液体によって湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用するものについて、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電遮断装置を接続していなかったもの。

事例4： 金属製品製造業を営むA社及び同社取締役Bについて、技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例

【墜落による危険を防止するために必要な措置を講じなかったもの】

工場内において、高さ約2.5メートルの箇所を設置されたプレス機械の点検台の上で、安全带を使用させる等箇所からの墜落を防止する措置を講じることなく、技能実習生にプレス機械の点検作業を行わせたため、技能実習生が作業中に転落した際にプレス機械に挟まれ、死亡するという重大な結果を招いたと判断し送検した。

【違反事実】

〔労働安全衛生法第21条第2項（労働安全衛生規則第518条第2項）違反〕

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合で、作業床を設けることが困難なときは、労働者に安全带を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置が講じられなかったもの。

事例5： 型枠工事業を営むA社及び同社管理者Bについて、労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例

【労働災害の発生場所を偽って労働基準監督官に陳述したもの】

建設現場で下請A社の技能実習生が胸部打撲を負うという労働災害が発生したが、労働基準監督官に対し、自社倉庫で負傷した旨の虚偽の陳述を行ったため、悪質と判断し送検した。

【違反事実】

〔労働安全衛生法第91条第1項・同法第120条第4号違反〕

労働基準監督官からの質問に対し、同社管理者Bは、被災した技能実習生の労働災害発生場所について、虚偽の陳述をしたもの。

4 出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、実習実施機関について、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供している。
労働基準監督機関が、出入国管理機関から情報提供を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (2) 実習実施機関について、平成 24 年に労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報した件数は 413 件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報された件数は 556 件である。

※ 通報制度

① 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報

労働基準監督機関が行う臨検監督の結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

② 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報

出入国管理機関が行う実態調査等により、技能実習生受入機関において労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案